



連日猛暑だった8月も過ぎ、少しずつ朝晩が過ごしやすい季節がやってきました。とはいってもまだまだ日中は残暑が収まってはくれない様子。体調管理にはくれぐれも気をつけていきたいですね。

9月といえばお月見。今年の中秋の名月は9月10日です。日々慌ただしく過ぎていく毎日ですが、ぜひともお団子を用意し、ゆっくりと月を眺めるひと時を楽しみたいものです。晴れてくれることを祈りましょう。

今月のテーマ:インボイス制度への対応を検討しましょう

2023年10月1日より、消費税のインボイス制度が始まります。

インボイス制度は、大企業から中小企業、個人事業者の方々まで多くの方に関係してくる制度です。

特に現在消費税の申告・納税をしていない免税事業者の方は、消費税の課税事業者にならなければ、いわゆる「インボイス」を発行できないので、取引先から価格改定やインボイス発行事業者への登録の要請、取引自体の見直しなどが検討される可能性があります。

インボイス……登録番号(インボイス番号)その他一定の事項が記載された請求書や領収証等のこと

これまでは…

帳簿と請求書等の保存さえあれば、売手側が課税事業者か免税事業者かどうかに関わらず、買手側は原則「仕入税額控除」を受けることができていた 仕入税額控除……消費税の納付額の計算において払った消費税を差し引くこと 売手側が免税事業者の場合、受け取った消費税は納める必要がなかった

しかしインボイス制度導入以後は…

買手側は、売手側が発行したインボイスを保存しなければ、原則、「仕入税額控除」ができない インボイスを発行できるのは「インボイス発行事業者」に登録した課税事業者に限られ、免税事業者はインボイスを発行できない 買手側が免税事業者から仕入等をした場合、原則、仕入税額控除ができなくなるため、売手側は今までどおりの取引が難しくなる ……ということになります。



インボイス発行事業者になるかどうかは事業者の任意となっています。

そこで、今回は事業者を4つのパターンに分類し、インボイス発行事業者の登録をするべきかどうかの考え方を解説します。

パターン “現在:課税事業者 主な販売先:事業者のみ又は事業者と一般消費者が混在” の事業者

このパターンに該当する事業者の方は、**基本的にはインボイス発行事業者になったほうがよい**でしょう。インボイス発行事業者に登録すれば、販売先は仕入税額控除が可能になるため、取引関係を継続する可能性が高いです。

パターン “現在:課税事業者 主な販売先:一般消費者のみ” の事業者

このパターンに該当する事業者の方は、あえてインボイス発行事業者の登録を行わない選択も考えられます。販売先に事業者がない場合には、インボイスの発行を求められる可能性は低いです。インボイス発行事業者にならなければ、従来の請求書やシステムをそのまま利用できるというメリットがあります。しかし、今後絶対にインボイスを求められないという保証はないため、**インボイス発行事業者となり、インボイスの発行をできるようにしておく方が問題が起りにくい**とも考えられます。(販売先が一般消費者だと思っけていても、領収証を求められて実は事業者だとわかるケースもあります。)

パターン “現在:免税事業者 主な販売先:事業者のみ又は事業者と一般消費者が混在” の事業者

このパターンに該当する事業者の方は、**インボイス発行事業者となるべきかどうか最も検討が必要な方**です。インボイス制度が始まると、免税事業者のままではインボイスは発行できないため、販売先から取引条件や取引自体の見直しされる可能性があります。そのため、免税事業者は、課税事業者になりインボイス発行事業者になるか、免税事業者のままでの判断しなければなりません。課税事業者となってインボイス発行事業者登録を行った場合と、免税事業者のままインボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットは以下のとおりです。

【免税事業者が取り得る選択肢によるメリット・デメリット】

選択肢	メリット	デメリット
課税事業者となり、インボイス発行事業者の登録を行う	・販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い	・消費税の申告、納付が発生し納税事務の負担が増える ・消費税分を販売価格に転嫁できないと、利益が減少する
免税事業者のままのままでいる (インボイス発行事業者にならない)	・消費税の申告、納付が不要	・販売先は仕入税額控除ができないため、取引が見直される可能性がある

インボイス発行事業者になるかどうかは、一般的に自社の販売先の中に事業者の占める割合が高ければ高いほどインボイス発行事業者となる必要性は高まり、一般消費者が多くなれば多くなるほどその必要性は低くなります。**事業者への販売の多寡によって、インボイス発行事業者になることを検討していきましょう。**ただし、仮に販売先が事業者のみであったとしてもその販売先が一社から数社の場合は、その販売先との関係性によってもインボイス発行事業者になるべきかどうかは変わってきます。インボイス発行事業者にならなくても取引条件の変更がないのであれば、無理にインボイス発行事業者になる必要はありません。

インボイス発行事業者になるかどうかは、自社の収益状況や経理業務にかかる時間やコスト、販売先との関係性を現在から将来にわたり総合的に検討する必要があります。販売先とも時間をかけて話し合いをしてみましょう。もしも課税事業者となりインボイス発行事業者となる場合には、消費税申告の計算方法について**簡易課税制度**を選択することも検討してみましょう。

パターン “現在:免税事業者 主な販売先:一般消費者のみ” の事業者

このパターンに該当する事業者の方は、**基本的にはインボイス発行事業者になるメリットは少ない**方です。販売先に事業者がない場合には、インボイスの発行を求められる可能性は低いので、あえて課税事業者となりインボイス発行事業者になる必要性はパターン に比較して低いと考えられます。(ただし、販売先が一般消費者だと思っけていても、領収証を求められて実は事業者だとわかるケースもあります。)

～まとめ～

以上、4パターンに分けてインボイス発行事業者の登録をすべきかどうかの解説をさせていただきました。このインボイス発行事業者の登録については、「必ずこうしたら良い」という答えがなく、事業者自らが考え、結論を出していかなければなりません。そして、2023年の10月からインボイスの発行を行うためには、2023年3月までに登録申請をする必要があります。インボイス発行事業者になるか検討中の方はそろそろ本格的に結論に向けたアプローチをしていく時期にきています。また、既にインボイス発行事業者の登録が済んでいる事業者の方も、これで事前手続きは完了したわけではありません。

請求書や納品書、領収証等を今後どのようにインボイスに対応させていくか
買手側としてのインボイス保管のための社内ルールづくりや社員教育
免税事業者である仕入先がある場合、仕入先への対応

などについて今後検討を重ねていく必要があります。インボイス制度についてご不明な点がありましたら当税理士法人までご連絡ください。

＜9月カレンダー＞

8	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
12	月	*8月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
30	金	*7月決算法人の確定申告・納付期限
		*1月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の4・11月決算法人) *消費税等(毎月納付7月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)

＜Vision＞

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー:「Vision」** 今月の開催日**9月8日(木)**です。不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月8日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月2日(金)
10月7日(金)	8・9・10・11月決算法人様	9月30日(金)
11月10日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月4日(金)

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、**マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています**



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています